

平成30年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

平成30年2月21日 開会

平成30年2月21日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

## 議事日程第 1 号

平成 3 0 年 2 月 2 1 日（水曜日）午後 3 時 3 0 分開議

- 日程第 1 議席の指定（新議員）
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議会運営委員会の報告
- 日程第 6 提案理由の概要説明
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 9 議案第 2 号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 1 0 議案第 3 号 権利の放棄について
- 日程第 1 1 議案第 4 号 平成 2 9 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）の件
- 日程第 1 2 議案第 5 号 平成 2 9 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の件
- 日程第 1 3 議案第 6 号 平成 3 0 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第 1 4 議案第 7 号 平成 3 0 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第 1 5 同意第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第 1 6 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険料軽減特例の縮小・廃止の中止をもとめる意見書提出に関する陳情書について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 6 まで議事日程に同じ

- 日程追加 日程第 1 7 議長辞職の件
- 日程追加 日程第 1 8 議長選挙の件

日程追加 日程第19 副議長辞職の件

日程追加 日程第20 副議長選挙の件

---

出席議員（19名）

1番	佐藤純子	2番	武田正廣
3番	齋藤光司	4番	佐藤久勝
9番	伊藤榮悦	10番	茂木隆
12番	菊地衛	13番	青柳宗五郎
14番	鹿兒島巖	15番	小林信
16番	佐々木文明	17番	三浦正隆
18番	芦崎達美	19番	渡邊彦兵衛
20番	畠山菊夫	21番	齋藤多聞
23番	松田知己	24番	藤原義美
25番	佐々木謙吉		

---

欠席議員（6名）

5番	菅原広二	6番	鈴木俊夫
7番	児玉一	8番	長谷部誠
11番	久留嶋範子	22番	高橋浩人

---

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	津谷永光
副広域連合長	佐々木哲男	事務局長	佐々木吉丸
事務局次長 兼会計管理者	渋谷清美	総務課長 兼会計室長	鈴木学
業務課長	伊藤嘉貴		

---

## 議会担当職員出席者

議 会 書 記 小 野 洋 樹      議 会 書 記 佐 々 木 和 寛

---

## 午後 3 時 4 0 分 開 会

○議長（青柳宗五郎） ただいまの出席議員は 19 名です。定足数に達していますので、これより平成 30 年 2 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議事に先立ちまして、平成 29 年 11 月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

横手市議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選されました議員をご紹介します。

横手議会議長の齋藤光司議員です。

---

## 日程第 1 議席の指定

○議長（青柳宗五郎） 日程第 1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、齋藤光司議員は 3 番と指定いたします。

---

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、齋藤多聞議員、佐々木謙吉議員の 2 名を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第5 議会運営委員会の報告

○議長（青柳宗五郎） 日程第5、議会運営委員会の報告を行います。

報告は、共産党議員団より提出されておりました議会運営に関する提言に対するの議会運営委員会の答申の報告であります。報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第6 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 日程第6、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件から、議案第7号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 平成30年2月広域連合議会定例会の開会にあたり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況等について申し上げます。

はじめに、後期高齢者医療制度に関する平成30年度の主な制度改正についてであります。高額療養費について、低所得の方を除く一般区分及び現役並み所得区分においては、段階的に月ごとの自己負担限度額を引き上げるなどの見直しを行う一方で、一般区分の限度額においては、多数回該当を設定するとともに、1年間の外来の自己負担額の合計額に年間14万4,000円の上限を設ける負担抑制の仕組みを加えます。また、保険料軽減特例についてであります。昨年度から予定されていたとおり、所得割については、今年度の2割軽減から平成30年度に本則の軽減なしとなり、元被扶養者の均等割については、今年度の7割軽減から平成30年度に5割軽減とすることになっております。一定の負担能力のある方については、激変緩和策を講じながら、保険料軽減特例を段階的に見直すこととした一方で、低所得者については、現行の軽減特例制度が当面維持されることとなっております。

次に、一昨年に厚生労働省から公表された保険料軽減判定における、システム誤りによる保険料の過大・過少徴収についてであります。昨年8月臨時会及び11月定例会でもご説明しましたが、現在、広域連合で抽出した候補者について、各市町村で軽減判定所得の再計算を実施しているところであり、4月に保険料の再賦課を行う予定であります。今後とも国の動向を注視し、市町村と連携を図りながら、対象となる被保険者の方々に対して、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

次に、マッサージ施術にかかる療養費不正受給についてであります。ベルサポート株式会社の代表者柴田幸夫に対する刑事裁判については、平成29年12月21日に懲役3年の実刑判決が言い渡され、既に刑が確定し、執行中であります。これにより、相手方から上告された一部債権に係る民事裁判を残すのみであります。今後も、不正請求事案に対しては厳正に対処するとともに、療養費の適正執行に努めてまいります。

さて、今議会には、条例案2件、単行案1件、補正予算案2件、当初予算案2件、人事案1件の以上8件を提案いたしております。

はじめに、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、非常勤職員が、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に、当該子が2歳に達する日まで育児休業を行うことができるよう、改正しようとするものであります。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、平成30年度及び31年度の保険料率を定め、賦課限度額を改めるとともに、

平成30年度の保険料軽減措置を定め、所得の少ない被保険者に係る保険料軽減措置を、平成30年度においても継続するほか、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次に、議案第3号権利の放棄についてであります。

これは、交通事故の賠償金における第三者納付金の債務者に係る債権について、裁判所による免責許可決定が確定したことに伴い、徴収不能となったことから、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、当該債権についての権利を放棄するものであります。

次に、議案第4号平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、前年度の精算に伴う共通経費負担金と、繰越金との財源振替及び決算見込みによる補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億6,855万8,000円とするものであります。

また、債務負担行為として、新たに7件を設定するものであります。

次に、議案第5号平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、保険給付費等の決算見込みに伴うもの及び預金利子の予備費への計上などの補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ844万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,531億3,141万2,000円とするものであります。

また、債務負担行為として新たに8件を設定するものであります。

次に、議案第6号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億4,653万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金として市町村負担金を5億4,392万5,000円、3款諸収入として、事務局職員の宿舍使用料負担金など260万6,000円を計上しております。歳入につきましては、以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款議会費として、議員報酬及び議会開催の経費など95万6,000円、2款総務費として、事務局職員の人件費をはじめとする事務局経費などの総務管理費を1億9,014万8,000円、選挙費として4万4,000円、監査委員費として22万7,000円、3款民生費については、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として3億5,215万7,000円、4款予備費として300万円を計上しております。歳出につきましては、以上であります。

また、債務負担行為として新たに1件を設定するものであります。

次に、議案第7号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,433億9,206万1,000円とするものであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金（借入れ）の最高額を100億円とするものであります。併せて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款市町村支出金として、市町村負担金を225億4,538万9,000円、2款国庫支出金として506億3,644万5,000円、3款県支出金として120億4,127万3,000円、4款支払基金交付金として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を564億9,582万円、5款特別高額医療費共同事業交付金として3,167万円、6款繰入金として、一般会計繰入金を3億5,215万7,000円、基金繰入金を11億8,329万5,000円、9款諸収入として、1億600万9,000円を計上しております。歳入につきましては、以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款総務費として、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など4億791万2,000円、2款保険給付費として、療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費を1,426億3,744万円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として3,968万6,000円、5款保健事業費として2億7,631万3,000円、6款公債費として174万2,000円、7款諸支出金として2,596万7,000円、8款予備費として300万円を計上しております。歳出につきましては、以上であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

---

## 日程第7 一般質問

○議長（青柳宗五郎） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問通告者は2名です。発言の順番は受付順といたします。

なお、一般質問については、申合せにより一括して質問、答弁を行うこととし、質問時間は再質問、再々質問を合わせて15分以内とします。

また、1回目の質問は登壇して行い、再質問以降については自席において行うこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1 番佐藤議員の一般質問を行います。発言を許します。1 番佐藤議員。

【 1 番 佐藤純子議員 登壇 】

○1 番（佐藤純子） 日本共産党秋田市議会議員の佐藤純子です。通告に従い、一般質問をいたします。

高齢化率がどんどん上昇し、超高齢化の時代を迎え、老後の安心は社会の大きな課題となっています。長年社会の発展に貢献されてきた高齢者の方々が、75歳を迎えても長い人生を安心して暮らしていけるよう、あらゆる社会保障制度の充実が求められています。とりわけ制度実施からその問題点が指摘されてきた後期高齢者医療保険制度においては、被保険者の立場に立った制度の運用が強く求められており、後期高齢者医療広域連合議会の果たす役割は極めて大きなものと考えます。

開始から10年となる後期高齢者医療制度は、高い保険料や窓口負担など大きな問題を抱えたまま進められ、高齢者やその家族にとって大きな負担となっています。しかし、安倍政権は抜本的な手を打つことなく、逆に社会保障費の自然増分の削減を強行し続け、本制度の被保険者は、医療・介護の負担増に加え、物価の上昇や、減らされ続ける年金と、幾重もの苦しみにさらされています。

2015年の医療保険制度改革骨子で、安倍政権は、高齢者と現役世代との負担の公平性の名のもと、特例軽減措置を廃止、急激な負担増となる者には激変緩和を講ずるとしました。昨年4月からはこの間実施されてきた保険料の軽減措置が外され、保険料負担はますます重いものになっています。秋田県の後期高齢者への影響は、所得割軽減5割から2割の縮小で約2万人、金額にして1億3,000万円の負担増、均等割軽減の被扶養者9割が7割に縮小され、約3万人が負担増となり、金額にして1億6,000万円、合わせて約3億円の多大な負担となっています。この負担増についての認識を伺います。

後期高齢者医療制度は本来の低所得者保険料軽減に加え、制度発足当初から特例軽減が予算措置され、800億円の国費が使われてきました。その対象者は865万人、被保険者全体の55%に及んでいます。それだけ低所得、低年金の加入者が多いということがわかります。特例軽減措置を設けなければこの制度を実施できなかったということにもなります。そもそもこの制度を導入する理由を若人の負担を過重にしないためと説明してきました。しかし、老人保険制度では財源は公費と拠出金に分かれているだけで、世代による色分けなどありませんでした。後期高齢者医療制度を導入し、従来の拠出金を後期高齢者の保険料と現役世代からの支援金に色分けした最大のねらいは、医療保険財政を世代間の痛みの押し付け合いに変質させ、国庫負担を増やさせないためにほかなりません。

特例軽減が廃止されると年金が月6万6,000円以上14万円以下の人、夫婦二人世帯の夫は保険料が2倍になります。月6万6,000円以下の人、夫婦二人世帯の夫は保険料が3倍になります。この特例軽減の見直しについて質問した我が会派の鹿兒島議員の質問に対し、当局は介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直す予

定と答弁しています。負担増にならないようにとする対案の具体的な内容を伺います。

また、国が特例軽減の見直し、被保険者の負担に負担増を求めようとする中、さきの答弁内容を実施しようとしても、財源確保ができなければ、結果被保険者への負担になってしまうのではないのでしょうか。

安倍政権は、来年度予算で医療・介護・生活保護費などの社会保障費の自然増分1,300億円を削る方針案を出しています。安倍政権の6年間で社会保障費は1兆6,000億円も大幅に削減されてきました。秋田県広域連合はこれまでも国に対し全国広域連合協議会を通じて特例軽減措置を要望しているとしていますが、国の社会保障費削減の中では遅々として改善されていない状況です。強力に被保険者の負担軽減を求める必要があるのではないかと答弁を求め、私の一般質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。穂積連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 佐藤議員の所得割額の軽減特例についてのご質問にお答え申し上げます。

平成29年度における所得割額の軽減特例の対象者は約1万9,000人で、5割軽減から2割軽減となった場合による保険料の増額分は約1億3,200万円と推計しております。後期高齢者医療の保険料は、制度開始当初から特例で本来の金額よりも一層軽減を図る制度設計となっており、現役世代の保険料に比べ、上昇幅が抑えられている状況にあります。そうした中、今後、被保険者の増加が見込まれることなどから、制度の持続可能性を高めるため、昨年度、国において保険料軽減特例措置が見直されたところであります。議員ご指摘の所得割額の軽減特例については、負担能力に応じた負担の観点から、激変緩和も考慮し、段階的に、平成29年度は2割軽減とし、平成30年度は本則、軽減なしに見直すこととなっております。

当広域連合としては、被保険者の皆様が、将来にわたって安心して医療の提供を受けることができるよう、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、必要な見直しが行われたものであると認識しておりますが、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、保険料の軽減措置についてのご質問にお答えいたします。

まず、(1)軽減特例の見直しによる負担増についてであります。国によると、均等割額の8.5割及び9割軽減については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとしており、当面は軽減特例を据え置きすることとされております。しかし、その具体的な内容や実施される時期が明らかとなっていないことから、国の動向を注視してまいります。

次に、(2)の軽減特例措置の継続についてであります。本県においては後期高齢者率が高く、かつ所得水準が低いことから、当広域連合では、低所得者に対する保険料軽減特例

措置について、生活に影響を与える保険料とならないよう、また、現行制度を維持することとあわせて恒久化についても検討することを、全国広域連合協議会を通じて厚生労働大臣に要望しております。引き続き、国に対して現行制度を維持するよう、機会をとらえて要望してまいります。

○議長（青柳宗五郎） 再質問、1番。

○1番（佐藤純子） ご答弁ありがとうございます。

読み原でもありましたが、秋田県そのものの後期高齢者の被保険者の負担増というのはすごく高額だと私は考えています。そういう意味では、ほかの、全国の中では県として条例を制定して軽減策をとっている自治体もあります。そういう考えは検討されるべきではないかなと思いますが、それについての考え方をいま一度お知らせください。

○議長（青柳宗五郎） 佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 佐藤純子議員の減免についてのご質問と思いますが、お答えいたします。

後期高齢者広域連合におきましては、独自の財源を持たないことから、財政支援なしに単独で減免制度を設けることは、被保険者の保険料の増額につながるおそれがあることから、今のところ導入については考えておりません。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 再々質問、1番。

○1番（佐藤純子） 今の答弁では、独自の財源を持ち得てないというふうなご答弁でした。しかし、秋田県そのものは健康寿命を幾らかでも長くしようというふうにして今取り組んでいます。そういう意味では、秋田県と広域連合と独自に、セットで健康寿命を長くするための健康的なことを充実させていくということが、結果的に健康寿命を長くすると同時に医療費の抑制にもつながっていくのではないかと思いますので、やっぱり軽減策を、そこら辺も含めて再度十分議論していくべきではないかと思いますので、県に対してもそういう要望を強く求めるべきではないかと思いますので、それについての答弁をお願いします。

○議長（青柳宗五郎） 佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 当広域連合の後期高齢者の保険料につきましては、全国の他の広域連合と比べても最も安い保険料となっております。ということでありまして、特別、県とそのことについて協議するという考えは今のところございません。

○議長（青柳宗五郎） 1番佐藤議員の一般質問を終わります。

続きますので、14番鹿兒島議員の一般質問を行います。発言を許します。14番鹿兒島議員。

【 14番 鹿兒島巖議員 登壇 】

○14番（鹿兒島 巖） 14番、小坂町選出の鹿兒島であります。

私は、本定例会において、2つの課題について一般質問をさせていただきます。

まず、第一の課題は、秋田県の後期高齢者医療の状況についてであります。厚生労働省は、毎年医療費の地域差分析結果を公表しておりますけれども、その中で、後期高齢者医療についての部分について、これまでの推移を見ますと、本県1人当たりの医療費、これは平成20年度で見ますと、全都道府県の中で高いほうから36番目の位置でありました。ところが、その後の経過を見ますと、5年後の平成25年度には41番目、26年度では43番目、そして27年度は44番目へと降下をしております。

そこで伺いますけれども、この課題での1点目として、このように年次を追うごとに順位が降下している要因は何か教えていただきたいと思っております。そして、2点目は、この降下要因を解明して、何らかの対策を講ずることが必要ではないか。何か原因があるのであると。そして、この低いことはどういうことなのかを含めて分析をした上で対策をとる必要があるのではないかとということであります。これが第1点目の課題であります。

次に、第二の課題についてであります。これは保健事業についてでありますけれども、広域連合では、保健事業で、1つ、第一番目に健康診査事業、2つ目に歯科健康診査事業、3つ目に長寿・健康増進事業、4番目に健康づくり訪問事業、この4つを行っているわけですが、この事業の中で健康診査事業はすべての自治体で行っております。しかしながら、自治体間に受診率の差異がある、これはこれまでも指摘をし、また、この差異をなくすための努力もされているというふう聞いておりますけれども、今回は、歯科健康診査事業と長寿・健康増進事業での実施、それから未実施のばらつきがあることについて質問をさせていただきます。

まず、歯科健康診査事業であります。昨年度の実施状況の報告を見ますと、実施が9自治体にとどまっております。そして、長寿・健康増進事業では、そのうちの健康教育・健康相談事業、2つ目の運動健康施設等の利用助成、3つ目の人間ドック助成、4つ目の健康診査事業、そして、その他被保険者の健康増進のための必要と認める事業、この5つの事業をこの中で行っているわけでありまして、これらの事業の中で、例えば、4番目の健康診査事業、これは追加項目分でありまして、以外の4事業区分で実施自治体のばらつきがあるところであります。

そこで伺います。これらの事業の中でのばらつきの要因をどういうふうにとらえているのか、何なのかという問題点が1点目ありますので、教えていただきたいと思っております。

2点目は、これらの事業は、すべての自治体での実施を働きかけていると受けとめておりますけれども、なかなかアンバランスな状況にあることについての対策というものは、何か持っているのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

そして3点目は、もう一度この健康診査、いわゆる増進事業を、保健事業全体をもう一度見直す必要があるのではないかと、ばらつきがある状況、そしてばらつきがあることの要因等々を調べながら、事業そのものを全体的に見直す必要があるのではないかと。実施10

年目に当たって、そういう検討もすべきではないのかということでもあります。

以上、答弁をいただきまして、改めて質問をさせていただきます。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。穂積連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 鹿兒島議員の秋田県の後期高齢者医療費の状況についてのご質問の1及び2について、一括してお答え申し上げます。

1人当たり医療費の全国順位の降下要因について、詳細な分析は行っておりませんが、要因としては、地域性により人口の年齢構成や高度医療の供給体制、医療機関及び医師の診療パターン、住民の健康に対する意識及び生活習慣等さまざまであり、医療費が高ければよいのか、また、低ければよいのか、一概に言い切れるものではないと考えております。

また、対策については、県内の医療提供体制に係る計画である秋田県医療保健福祉計画を所管する秋田県と連携を深め、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（青柳宗五郎） 佐々木事務局長。

【 佐々木吉丸事務局長 登壇 】

○事務局長（佐々木吉丸） 鹿兒島議員の保健事業についてのご質問にお答えします。

1、ばらつきの要因は何かについてであります。歯科健康診査事業は、平成26年度から開始した事業であり、先行して実施した市町村の状況等を踏まえ、さらに実施市町村を拡大するため、未実施の市町村に働きかけている状況であります。

長寿・健康増進事業は、メニューにより国の補助率が異なることや、市町村において個別の事業があることなどにより、ばらつきが生じるものと考えております。

次に、2の保健事業の実施についてであります。これまでも運営検討委員会、市町村担当者意見交換会等のほか、広域連合職員が直接市町村を訪問するなどにより、保健事業の実施について積極的に働きかけを行っているところであります。

歯科健康診査事業では、28年度9市町村、29年度12市町村、30年度においては新規で2市町村での実施が予定されていることから、合計14市町村での実施予定であり、今後とも実施市町村の拡大に努めてまいります。

長寿・健康増進事業では、人間ドック助成などの4事業区分において実施市町村にばらつきがあるものの、4事業区分を合わせると21市町村での実施となっております。

今後も引き続き被保険者の健康の保持増進を図るため、補助メニューの周知に努め、事業実施について市町村への働きかけを行ってまいります。

次に、3の保健事業の見直しについてであります。現在、来年度に向けて作成中であり、第2期保健事業実施計画、データヘルス計画において、これまでの事業について評価・検証を行い、従来からの保健事業の実績を踏まえた改善策等を反映し、効果的かつ効率的な保健事業を実施するための計画策定に取り組んでまいります。

○議長（青柳宗五郎） 14番。

○14番（鹿兒島 巖） ありがとうございます。それでは、改めて質問をさせていただきます。

実は、この一般質問通告を提出いたしました折に、私の通告書の中で一部誤りがありまして、そのことについて事務局から指摘をいただきました。さすが事務局、いろいろ勉強されているということを感じたわけでありますが、お手数をおかけいたしました。

そのとき私が提出した通告書には、平成20年度の秋田県の順位は20番目というふうに記載をいたしました。ところが、先ほど私が申しましたように20年度は36番目だった。これはなぜかといいますと、これは国保も合わせた順位が20番目だということでありました。正しくは36番目で、今、言いましたように20番目というのは国保も含めての数字の誤りだったということでもあります。

そこで、国保はどうなっているのかを調べてみたわけでありまして。そうしますと、国保は現在も中位から上位ぐらいの状況で維持している。近年では、国保では25年度は全国で14位、27年度は15位であります。この差はどこから来るのかということでありまして。後期高齢者医療の被保険者になる前は、多くは国民健康保険、国保の方が多くあります。その方々が75歳になって後期高齢者医療になったとたんに、どういうわけか医療費の水準ではさっき言ったように四十何位になってしまう。これは、どういうことなのかということをお教えいただきたい。これが1点目であります。

で、この違いが生ずる要因、これは何なのかということをお教えいただきたいと思っておりますと同時に、この違いをどう考えればよいのか、何らかの対策は必要ないのか、ここをぜひお教えいただきたいと思っております。

次に、保健事業について改めてお尋ねいたします。特に長寿・健康増進事業についてでありますけれども、まず健康教育・健康相談事業は、先ほど言った数字の中で出てきておりました。で、こういう数字の中で実施していない自治体の理由というのは把握をしているのかどうか、その辺をお聞かせください。それを聞いた上で改めて質問をさせていただきます。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 鹿兒島議員の医療費の順位についてのご質問にお答えいたします。

連合長もお答えいたしました。医療費が高ければいいのか、低ければいいのか、これはなかなか難しい課題でありまして、保険者としては医療費の適正化に努めることが任務であります。一方、県においては先ほどお話しいたしました秋田県医療保険福祉計画において県内の医療の提供体制の構築を計画することといたしております。この県の計画と連携を図りながら、県内の医療体制の金額のことについても協議をしてみたいと考え

ておりますが、一般的なお話をさせていただきますと、全国の統計では北海道と西日本が一般的に高く、東日本は低い傾向にあるというふうなことであります。また、当然のことではありますが、老人が多い場合、高齢者が多い地域においては特に循環器系の疾病等により医療費が多くなるというふうな厚生労働省の見解を示しております。

次に、保健事業についてのお尋ねについてお答えいたします。長寿・健康増進事業についてであります。28年度までは人間ドック、はり・きゅう、健康教育・健康相談、運動健康施設の助成でありました。29年度においては、運動健康施設にかわり、医療資源が限られた地域での保健事業が対象となっております。運動健康施設の助成につきましては、市町村において第三セクター等が運営する施設等で個別に事業を行っていることや、医療資源が限られた地域の保健事業においては補助対象要件があり対象外となる市町村が生ずることなどから、すべての市町村において実施することができない状況にあります。いずれも市町村が取り組んでいる事業につきましては、引き続き必要な費用の補助を行って、未実施の市町村については、事業内容等の周知を図って事業実施に向けて働きかけを行ってまいります。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 14番。

○14番（鹿兒島 巖） 今、答弁いただきましたけれども、例えば、国保での順位と国保の方々が移ってくる後期高齢者の順位が相当格差がある。この要因については、具体的な答えがなかったようであります。

で、この問題については、これまでも例えば運営懇話会でも論議になっているようであります。例えば、一昨年1月に開催された懇話会の会議録を見ますと、まあ、秋田県と全国平均の推移について取り上げられて、それについて論議がされております。時間の制約がありますので、各委員や事務局のすべての発言内容は紹介できませんけれども、例えば、ある委員が「高齢化率が関係すると思う。秋田県は鈍化しているのに対して都市部ではこれから高齢化していくため、1人当たりの医療費が大きく伸びることは考えられないか」、こういうふうに発言をされた。これに対して事務局長は、「医療費の順位は福岡県が一番高く、次に高知県、北海道と並んでいますけれども、どうしてか、この分析はまだされていない。高度医療などが原因ではないか」という見解を述べられております。これに対してまたある委員が「もし非常に高い医療費がたくさんあり、医療費が多くかかるのであれば、東京等の首都圏が多くなると考えられるが、医療費が少ないということが保健活動などを含め、きちんと必要な医療を受けているかどうか、それとも必要な医療にアクセスできずに低いのか、しっかりと検証していくのは難しいと思うけれども、県民が必要な医療を受けているかという視点が必要と思う」、こういうふうに発言されておりますね。当然、懇話会での論議を踏まえて、その後、検討されていると思いますけれども、先ほどお尋ねした点、本県の後期高齢者の医療費の数字について、また、国保の医療費の水準との

格差について、これはぜひ面倒でもやる必要がある。後期高齢者医療のほうだけではできないとすれば、県のしかるべき部署もあるでしょうし、秋田県には秋田大学医学部等もあるわけでありますから、そういう医療機関とも連携しながら、やっぱりこの原因を分析した上で対応していくという方法が必要ではないかという点が1点目。

それから、次に保健事業でありますけれども、例えば歯科健康診査事業でありますけれども、実は、この事業、私の町では後期高齢者医療としては実施していません。しかし、後期高齢者医療では実施していませんけれども、介護予防事業の中でもっと低い年齢から実施をしているわけであります。で、町では人間ドック助成を行っておりますが、このドック助成については、後期高齢者医療は活用していません。このように市町村では他の施策の中で実施している事業があるため、後期高齢者医療での実施主体から除外されているという実態がある。こういった実態についても把握した上で事業の評価をする必要があるのではないか。また、その実施把握の中で後期高齢者医療でやらない理由、例えば給付内容の違いがあつて、後期高齢者医療を使わないで町独自でやったほうがやりやすい、そういう実態もあるわけでありますから、そういう実態等を含めて、よりよい後期高齢者医療制度として改善をしていく、こういう視点が必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青柳宗五郎） 事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 鹿兒島議員の費用についてのご質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしました、高齢者の医療費が一般的に高いという状況にありますので、高齢者率が高い我が秋田県におきましては、年齢構成の関係から国保よりは後期高齢者のほうが高くなるというふうに考えております。加えまして、一昨年度運営懇話会の委員の方の意見で、医療費のことについて話題になりまして、「委員の方から秋田県は安価で良質な医療を提供している。県民が医療の提供を受けられないという状況ではない」との意見がありましたのでご紹介いたします。

次に、歯科検診についてのお尋ねであります。鹿兒島議員お話のとおり、例えばその町では介護予防事業の中で実施している、あるいは他の事業の中で対応できるので、後期高齢の補助は要らないというふうな事情もございます。ただ、そこら辺、各市町村の予算の関係もあると思っておりますので、密接に市町村の意見を聞きながら、歯科検診の実施に円滑に移行できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員の一般質問を終わります。

ほかに質問の通告はありません。以上で一般質問を終わります。

日程第 8 議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する  
条例の一部を改正する件から

日程第 14 議案第 7 号 平成 30 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医  
療特別会計予算の件まで

○議長（青柳宗五郎） 日程第 8、議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件から、日程第 14、議案第 7 号平成 30 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上 7 件を一括議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件から、日程第 14、議案第 7 号平成 30 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上 7 件を一括して議題といたします。

これより議案第 1 号から議案第 7 号までに対する質疑を行います。質疑の通告は 2 名です。発言の順番は受付順といたします。

14 番鹿兒島議員から通告がございましたので、発言を許します。申し合わせにより質疑時間は再質疑、再々質疑を合わせて 15 分以内とします。

14 番鹿兒島議員。発言は自席でお願いします。

○14 番（鹿兒島 巖） 議長から発言の許可をいただきましたので、議案についての質疑をさせていただきます。

議案第 7 号についてであります。2 点について質問をいたします。

まず第 1 点目は、歳入の 1 款 1 項 1 目保険料等負担金についてであります。これは被保険者が負担する保険料であります。保険料については先ほどもお話がありましたように 29 年度までは軽減特例措置により 2 割軽減されていた被保険者の所得割軽減を廃止し、あわせて元被扶養者の均等割 7 割軽減が 5 割軽減に縮小される予算となっているわけです。ありますけれども、この廃止・削減に該当する被保険者数とそのために負担増となる金額はどのぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

それから 2 点目は、歳出の 2 款保険給付費が前年度比で約 30 億円ほど減額となっておりますけれども、その減額とする根拠を教えてください。まず、この 2 つの点について教えてください。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 鹿兒島議員の議案第 7 号平成 30 年度秋田県後期高齢者医療

広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件についての質疑にお答えいたします。

初めに、1の歳入1款1項1目保険料等負担金についてであります。保険料軽減特例措置により2割軽減とされていた被保険者の所得割軽減を本則としたことによる影響は、約1万9,000人、約8,700万円、元被扶養者の均等割7割軽減が5割軽減に見直しされたことによる影響は、約700人、約1億4,900万円と見込んでおります。

次に2の保険給付費を減額とする根拠についてであります。平成28年度の薬価改定により、平成29年度保険給付費の1人当たり実績見込み額が減額となったことなどもあり、平成30年度の保険給付費について診療報酬マイナス改定を加味し、平成30年度被保険者数を乗じて見込んだところ、保険給付費が前年度より低く抑えられる見込みとなったことが減額の根拠であります。

○議長（青柳宗五郎） 14番。

○14番（鹿兒島 巖） ありがとうございます。

1点目でありますけれども、ご存じのように、制度発足時には恒久的としてきた軽減特例を漸次廃止するという方向の中で所得割の5割軽減を2割に、また、被扶養者軽減9割を7割にするということを29年度から実施したわけでありましてけれども、さらに今年は今答弁いただきましたような、該当する被保険者らの数、そしてまた負担額は増えると。年々これは、そういう意味では増えていくわけです。

で、29年度ではおよそ2万8,600人が対象で1億6,000万円ですね。所得割では1万9,000人余の影響で1億3,000万円、合わせて4万8,000人等で約3億円の負担増になっているということから、さらに今年は1億6,000万円ですか、それが加わるという、この負担増の方向というのは、現今の高齢者の置かれている生活実態の中で、本当にこれは耐えられるのかどうか。今年の冬等はまた雪も多くて、灯油も値上がりした、そういうお年寄りから、本当に灯油をけちって低体温症になってしまう、低体温症で死んでいる方もいらっしゃるよ。そういう県民の生活実態を本当に把握した上での対応としてこれでいいのかなというふうに思うわけでありましてけれども、国の方針がそうだから県もそれに対応する、先ほど一番最初に連合長の答弁の中で適切な措置であるという表現をされておりましたけれども、本当に適切なのかどうかということは、本当にまあ今の答弁を聞いていて残念に思うわけでありまして、こういった予算のやり方、もうこれは仕方がないというふうに思っているのか、その辺も含めて、この予算編成の中でのご苦労をですね、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 予算編成についての考え方というふうなお尋ねだったと思っております。

保険料率の算定の基礎になる医療費につきましては、先ほどお答えいたしました、減額を見込んだ給付費で算出してございまして、これは後期高齢者負担率の上昇や消費税率の

引き上げ等の保険料増加要因の中で、財政運用の円滑な制度のため剰余金等を投入することにより据え置きとしたものであります。

この医療給付費の財源のうち5割を占める公費助成、また、4割を占める現役世代からの支援金も減少していく中、1割の保険料につきましては、収支の均衡を図る必要があることから現状の据え置きとしたところでありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（青柳宗五郎） 14番。

○14番（鹿兒島 巖） 抽象的なお話をしてもしょうがありませんので、もう少し具体的に伺いますけれども、給付費、いわゆる予算30億円ほど減になったり、これは答弁あったように、大分医療費の問題についてはそれぞれの取り組みが進められてきております。重複、あるいは薬の重複だとか、頻回の改善だとかという、そういう形で一昨年努力されて、そういう努力の中で昨年の中では30億、確かに減りましたね。その延長線で今年も恐らくその医療給付の中で努力ができれば減っていくだろうということでの想定での減額だと思います。

私はその点は、もっともっと期待していいと思います。いろんな事業をやる中で、できるだけ医者にかからないようにする、そして、医者にかかる段階でも早期治療する中で重度にならないように、結果的には医療費のかさまないようにという、そういう努力はぜひ今後ともお願いをしたいと思っておりますけれども、予算の中で例えば調整基金が約20数億、それから積立金ですか、じゃなくて、もう一つ何だかで26億ぐらいありますね。たしか65億ぐらいまだ余裕あるはずですよ。その活用の中で、例えばさっき言った、佐藤議員が一般質問しましたけれども、軽減措置の県独自の条例をつくって軽減をするとかですね、そういう努力を含めた予算の組み方というのはあるのではないかというふうに思います。これは、あえて答弁を求めませんが、そういう意見を申し上げておきたいと思っております。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員の質疑を終わります。

会議時間を18時まで延長いたします。

続きまして、1番佐藤議員の議案質疑を行います。発言を許します。1番佐藤議員。

○1番（佐藤純子） ありがとうございます。

議案書の69ページです。1一般管理費の9節旅費のことについてお伺いしたいと思います。ここにはシステム運用等研修会旅費、それからシステム研修旅費が計上されています。まず1つは、その違いをお知らせください。さらに、去年度よりも1.5倍ほどの増額になっています。この増額になった理由をお知らせください。

2つ目には、同様の13委託料です。これについては、システム機器保守及び機器設置管理委託料が、前年度の半額となっておりますが、この理由をお知らせください。

19節の負担金補助及び交付金についてです。29年度は国保連システム機器負担金が7,233万3,000円というふうに計上されていましたが、30年度の予算はゼロとなっています。その理由をお知らせください。

それから、4つ目には、同じ節の特別対策補助金の減額、この理由をお知らせください。

次に、2の保険給付費の高額療養諸費の2高額介護合算療養費の19節負担金補助及び交付金が前年度より大幅な減額となっている理由をお知らせください。

それから、6点目、次の72ページですね。5款保健事業費のところですが、健康診査費14の使用料及び賃借料のレンタカー借上料についてです。これは前年度よりも1.5倍の予算を計上しています。その根拠をお知らせください。同時に、19節の負担金補助及び交付金が前年度より減額されておりますので、その理由をお知らせください。

それと、最後になりますが、5款1項2目の健康づくり訪問指導事業費についてです。その7の賃金ですね。これが減額されている理由をお知らせください。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 佐藤議員の質疑についてお答えします。

初めに、1の旅費についてであります。これは、厚生労働省及び国保中央会が主催する研修会に職員が参加するための予算であり、システム運用等研修会旅費は、毎年、広域連合に新規に派遣された新任職員を対象としたものであり、システム研修旅費は、制度改正等に対応するために、システム担当職員が参加するためのものであります。

また、システム運用等研修会旅費の増額した理由は、研修会の日程が4日間から5日間に、研修日程が見直されたためであり、システム研修旅費が増額した理由は、平成30年度の機器更改を控えており、研修会の回数が増えることが見込まれるためであります。

次に、2についてであります。平成30年度に標準システムの機器更改を実施するに当たり、現行の2期システムの機器保守を6か月分として見込んでいたため減額となっております。

なお、次期の3期システムの機器保守については、同じく13節に6か月分を計上しております。

次に、3についてであります。この負担金については、平成29年度の国保総合システム切替等における国保連への機器更改負担金であり、次期機器更改まで負担金は生じないものであります。

次に、4についてであります。特別対策補助金は国からの特別調整交付金を財源とするもので、平成28年度までは運動・健康施設等の利用助成が補助対象となっておりましたが、平成29年度途中からは補助対象外となったことや、平成30年度からは人間ドック助成において交付額が4分の3に縮小されることにより減額するものであります。

次に、5についてであります。後期高齢者の医療保険と市町村の介護保険における両方

の自己負担額を年間で合算した額が、一定の基準を超えた場合に自己負担を軽減する高額介護合算療養費については、これまでの実績から来年度の支払い額が減少する見込みであることから、減額としたものであります。

次に、6についてであります。このレンタカー借上料は、健康診査受診率向上に向けて訪問対象の市町村を増やすことから増額するものであります。

また、19節負担金及び交付金が前年度より削減されていることについては、歯科健診において一部市町村で受診対象者の対象区分を特定の年齢に変更する見直しをしたことによるものであります。

次に、7についてであります。減額の理由については、当広域連合での保健師賃金の積算方法を勤務実態に合わせて変更したことによるものであります。

○議長（青柳宗五郎） 会議録署名議員に20番畠山菊夫議員を追加いたします。

1番佐藤議員。

○1番（佐藤純子） 6番ですね、保健事業の向上に向けて訪問対象を増やすためにレンタカーの借上げが増えたということでした。それとあわせて、次の7にもリンクするのかなと私は思っていたのですが、保健師さんの積算の考え方が違ったと。積算根拠が違っていたので減額になったというのでいきますと、これ、私、去年の9月の運営懇話会の会議録をちょっと今持っていますが、これでいきますと、健康事業について、保健師さんが足りないがためになかなかこの事業を進めていくことができないんじゃないかというふうな話も出ていますので、そういう意味では、もうちょっと保健師さんを増やす、予算を増額しながら、もうちょっと強力に事業を展開するというのが必要ではないかと思いますが、それについての考え方をお知らせください。

○議長（青柳宗五郎） 暫時休憩します。

〔午後4時51分 休憩・午後4時52分 再開〕

○議長（青柳宗五郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 保健師賃金の減額のことについての質問にお答えします。

確かに、運営懇話会、私どもの専門家の有識者による会議の中でも保健師が足りないというふうな話がありました。これにつきましては、県内各市町村におきまして、保健師の方々、重責を担っていただいております。大変忙しいということは存じております。一方、私どもの保健師賃金につきましては、広域連合の直営の保健師の賃金でございます。これは増員するとかということではなくて、勤務実態に合わせて賃金の積算方法の見直しを行ったところであります。

この健康づくり訪問指導事業につきましては、大変重要な事業でございます。厚労省

等からも秋田県の方向性は推薦できるものだというふうな話をいただいております。なるべく広域連合直営ではなくて国保との連携もとれる市町村への委託を増やしていきたいというふうに考えておりますので、その方向で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 1 番。

○1 番（佐藤純子） この懇話会の議事録では、契約単価を1件当たり1,500円というふうにして議事録には載っていますが、今の事務局長の答弁だと、勤務実態に合わせてというのでいくと、その勤務の、例えば、何というんですか、ホームヘルパーさんみたいな間仕切りというか、時間の切り方で待ち時間は保障しないよというようなことになってしまうのではないかと思いますけれども、そういうことでなく、本当に保健師さんの身分というか、働き方をきちんと保障するというふうな賃金の見直しにしたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 繰り返しになりますが、この保健師の賃金につきましては、私ども直営の保健師の賃金についての見直しでございます。今、佐藤議員がお話しになった単価1,500円で行っているというのは市町村に委託する場合の単価でございますので、今後もその方向性は充実させていきたいというのは私どもの考えでございます。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 以上で1番佐藤議員の議案質疑を終わります。

ほかに質疑の通告はございません。以上で議案第1号から議案第7号に対する質疑を終了いたします。

17時5分まで暫時休憩します。

〔午後4時56分 休憩・午後5時3分 再開〕

○議長（青柳宗五郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号から議案第7号までに対する討論を行います。

議案第7号について、14番鹿兒島議員から通告がございますので、発言を許します。

14番鹿兒島議員。自席でお願いします。

○14番（鹿兒島 巖） 私は、議案第7号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計につきまして、端的に申し上げて、本議案につきましては、恒久的としていた軽減措置について、これを漸次廃止することに向けての具体化の予算案であるという点、質疑の中で申しましたけれども、昨年、そして今年、多くの該当者を出すこの軽減の中で、現今の県民の置かれている状況、特に後期高齢者の置かれている生活実態、年金のみの受給者、そして年金も非常に低い状況の中で、例えば年金200万円以下のそ

れのみで生活している多くの高齢者に負担を強いる、こういう予算であることを踏まえて、本議案については反対を表明させていただきます。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 以上で鹿児島議員の討論を終わります。

ほかに討論の通告はございません。以上で議案第1号から議案第7号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決します。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号権利の放棄についてを採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第6号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件について採決いたします。

議案第7号は討論がありましたので、採決の方法は起立で採決を行います。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（青柳宗五郎） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

○議長（青柳宗五郎） 日程第15、同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡邊彦兵衛議員の退場を求めます。

【19番 渡邊彦兵衛議員 退場】

○議長（青柳宗五郎） 本議案に対する提案理由の説明を求めます。穂積連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件であります。

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員である伊藤榮悦氏が平成30年2月21日をもって任期満了となることから、その後任に渡邊彦兵衛氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青柳宗五郎） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案ですので、直ちに採決したいと思いますが、このこと

にご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件について採決いたします。

この採決は簡易採決により行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

渡邊彦兵衛議員の入場を求めます。

【19番 渡邊彦兵衛議員 着席】

---

#### 日程第16 陳情第1号 後期高齢者医療保険料軽減特例の縮小・廃止の中止をもとめる意見書の提出に関する陳情書について

○議長（青柳宗五郎） 日程第16、陳情第1号後期高齢者医療保険料軽減特例の縮小・廃止の中止をもとめる意見書提出に関する陳情書を議題とします。

これから陳情第1号に対する討論を行います。

陳情第1号について、14番鹿兒島議員から通告がありましたので、発言を許します。14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） ありがとうございます。

陳情第1号について、これを採択すべきとする意見で発言をさせていただきます。

本陳情は、後期高齢者医療保険料軽減特例の縮小・廃止の中止を求めるということを願意としているわけであります。保険料軽減の特例については、制度発足に当たって恒常的措置として、期限をつけずに制度化をされたものであります。制度発足10年を迎える、10年間のこの「恒常的」という言葉を消す期間として妥当かどうか。恒常的という表現は、一般的には、言ってみれば先の長い、そういうスパンそういうふうに私は理解しておりましたけれども、10年で恒常的がなくなってしまう。こういうことについて非常に疑問を感じる点が1点ございます。

あわせて、この軽減廃止の対象となる被保険者の生活実態、この陳情書にもありますけれども、秋田県後期高齢者医療連合では均等割9割軽減、年金80万以下が4万8,000

人、8.5割軽減、年金168万円以下が5万1,000人、合わせて10万人、全被保険者19万人の過半数を超える被保険者が実質生活保護基準以下の生活を余儀なくされているというふうに記載をされております。この状況はさらに今後も厳しくなるということも想定をされているわけであります。

こういった状況の中でこの陳情が求める願意はしごく当然であるというふうに考え、賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 以上で鹿児島議員の討論を終わります。

ほかに討論の通告がございません。以上で陳情第1号に対する討論を終了します。

これから採決します。陳情第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（青柳宗五郎） 起立少数と認めます。したがって、陳情第1号は不採択と決定しました。

暫時休憩いたします。

〔午後5時14分 休憩・午後5時14分 再開〕

【13番 青柳宗五郎議員 退場】

○副議長（芦崎達美） 休憩前に引き続き会議を再開します。

青柳議員より議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（芦崎達美） ご異議なしと認めます。したがって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し議題といたします。

---

追加日程第1 日程第17 議長辞職の件

○副議長（芦崎達美） お諮りします。青柳議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（芦崎達美） ご異議なしと認めます。したがって、青柳議員の議長の辞職を許可することと決定いたしました。

青柳議員の入場を求めます。

【 13番 青柳宗五郎議員 着席】

○副議長（芦崎達美） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（芦崎達美） ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を行います。

---

## 追加日程第2 日程第18 議長選挙の件

○副議長（芦崎達美） お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、副議長による指名推選とさせていただきたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（芦崎達美） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、副議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に、大仙市の茂木隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました茂木隆議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（芦崎達美） ご異議なしと認めます。したがって、茂木隆議員が秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました茂木隆議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

茂木議員から自席にてごあいさつをお願いいたします。

○新議長（茂木 隆） ただいま議員各位のご推挙によりまして、議長の職につかせていただきます大仙市選出の茂木でございます。

就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を支える大変重要な制度だというふうに認識しております。特に、高齢化率の高い本県にとっては、その着実な運営が求められているというふうに思います。議員各位のご協力を賜りながら、議会運営に誠心誠意、一生懸命努めさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ皆様方には、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますことを、心からお願いを申し上げまして、一言就任のあいさつとさせていただきます。

す。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（芦崎達美） この際、前議長の青柳議員から発言の申出がありますので、発言を許します。

○13番（青柳宗五郎） ただいまご紹介いただきました青柳です。

本当に長きにわたりましてご協力いただきましたことにつきまして、心から感謝を申し上げながらごあいさつとさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○副議長（芦崎達美） それでは、議長が選出されましたので議長と交代します。茂木議長、議長席へお願ひいたします。

暫時休憩します。

〔午後5時20分 休憩 ・ 午後5時20分 再開〕

【18番 芦崎達美議員 退場】

○議長（茂木 隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芦崎議員より副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

---

### 追加日程第3 日程第19 副議長辞職の件

○議長（茂木 隆） お諮りいたします。芦崎議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、芦崎議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

芦崎議員の入場を求めます。

【18番 芦崎達美議員 着席】

○議長（茂木 隆） ただいま副議長が欠員となりました。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思ひますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を行います。

---

#### 追加日程第4 日程第20 副議長選挙の件

○議長（茂木 隆） お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選とさせていただきたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に上小阿仁村の小林信議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました小林信議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、小林信議員が秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小林議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

小林議員から自席にてごあいさつをお願いいたします。

○新副議長（小林 信） ただいま、議員各位のご推挙を賜り、副議長に就任しました上小阿仁村選出の小林でございます。

副議長という大任を押し、身に余る光栄でございます。と同時に、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。議長を支え、公正かつ円滑な議会運営について誠心誠意努力する所存でございます。皆様方の格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（茂木 隆） この際、前副議長の芦崎議員から発言の申出がありますので、発言を許します。芦崎議員。

○18番（芦崎達美） 皆様方のご協力のもと、今日で任期を終えることができました。

そしてまた、この議会が高齢者の皆さんにとりまして絶対不可欠であることをお願い申し上げます。退任のあいさつにかえさせていただきます。

今までありがとうございました。

○議長（茂木 隆） 以上で本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

---

#### 広域連合長のあいさつ

○議長（茂木 隆） 広域連合長から発言の申出がありますので、発言を許します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして慎重なるご審議の結果、いずれも適切なお決定をいただき、厚く御礼申し上げます。

今後とも、議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。本日は、まことにご苦労さまでした。

---

#### 閉 会

○議長（茂木 隆） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで平成30年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後5時26分 閉 会

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会新議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会旧議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会旧副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員